

タイトル	国民の安全・安心の確保と貿易円滑化 ～条約に基づく義務の観点から～ Ensuring public security and safety, and facilitating international trade - On the obligations of our government based on international conventions -		
キーワード	安全・安心、貿易円滑化、国際義務	氏名	鶴田 仁
		所属	財務省
報告時の言語	日本語		
<p>世界各地でテロ事件が発生する等テロへの脅威が高まっており、2020年に東京五輪を開催する日本もその例外ではない。輸出入物品の厳格な管理等のテロ対策の強化が必要となるが、あまりにも厳しい貿易管理を行うと、貿易を阻害し、経済的な損失が生じることとなる。</p> <p>WTO協定、EPA協定等の貿易円滑化等の貿易ルールの面から、どの程度のテロ対策措置が許容されるのか考察する。</p>			
<p>1. 国民の安全・安心の確保</p> <p>経済のグローバル化が進展し、様々な物品が輸出入されているが、人体に害のある成分が入った食料品、人体に害のある塗料を使用した玩具、模造された不良品の充電電池、拳銃・覚せい剤等の社会悪物品、テロに使用される可能性のある爆発物等、国民の安全・安心を脅かす物品については、水際で輸出入を阻止して、国民の安全・安心を確保する必要がある。</p> <p>2. 貿易の円滑化</p> <p>一方、国民の安全・安心を脅かす物品かどうか、すべての輸出入される物品についてチェックするとなると、膨大な時間・作業・費用が必要となり、貿易の阻害要因となり、経済的にも多大な損失が生じることとなる。従って、貿易の円滑化の観点からは、国民の安全・安心の確保に係る国境措置は必要最小限の内容とすることが望ましい。また、GATT/WTOのウルグァイ・ラウンドでは、農産品の輸入に係る関税以外の国境措置の関税化が決められており、環境保護に名を借りた国境措置や、過大な検疫衛生措置の問題も指摘されていることから、国民の安全・安心の確保という目的が正当化されたとしても、国境措置の内容としてどこまで許容されるかが問題となる。</p> <p>3. 国際義務</p> <p>多角的貿易体制の基本となるWTO協定では、農産品貿易に関するWTO農業協定、検疫・衛生措置に係るSPS協定、基準認証措置に係るTBT協定、貿易手続の透明性確保に係るTF協定等の貿易ルールが整備されており、こういった貿易ルールの実施について、加盟国に義務を課している。また、FTA/EPAにおいても、様々な貿易の円滑化に関する規定が盛り込まれている。</p> <p>4. 国際的に許容される国境措置</p> <p>検疫措置及び基準認証措置については科学的根拠の必要性が指摘されており、環境保護についても多国間環境条約とWTO協定の関係について議論が進められている。一方、テロ対策や社会悪物品の取締については、GATT20条の一般的例外の対象と解することができ、テロ対策や社会悪物品の取締を目的とする国境措置については、排除されないものと考えられる。本研究では、</p>			

テロ対策及び社会悪物品の取締を中心に検討を進める。

なお、WCO の SAFE (基準の枠組み)、IMO の SOLAS 条約、海上貨物の出港前報告制度、航空貨物の KS/RA 制度はあるものの、輸出入物品に係る国境措置に関して各国に義務を課するような特段の国際ルールはない。

5. 主要国のテロ対策措置

米国の C-TPAT、24h ルール、CSI が挙げられる。

6. リスク管理

テロ対策や社会悪物品の取締を目的として、まずは、どのような国境措置の制度が許容されるのか、その制度をどのように運用することが許容されるのか、という点について考察する。運用の面では、リスク管理を行って、リスクの高い輸出入物品またはリスクが低いとはいえない輸出入物品を中心にチェックを行うことが必要といえよう。

(補論) 輸出入差止申立制度

WTO の TRIPs 協定では、権利者に権利侵害を理由とした輸出入差止の申立てを認めている。これはあくまでも知的財産権という私権の保護のための措置であると考えられる。従って、テロ対策や社会悪物品の取締は、公益の保護のための措置であり、消費者団体や個人による輸出入差止申立は認めるべきではないと考えられる。